

羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱

制 定 平成 24 年 6 月 18 日

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号。以下「条例」という。)第 8 条から第 10 条までの規定に基づき、本市が締結する公共工事等の契約(以下「本市契約」という。)から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第 2 条第 5 号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 羽曳野市暴力団排除条例施行規則(平成 24 年羽曳野市規則第 16 号。以下「規則」という。)第 3 条第 5 号アからウまでに掲げる者をいう。
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の規定による一般競争入札の参加資格及び同令第 167 条の 11 の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格者 条例第 2 条第 6 号に規定する入札参加資格者をいう。
- (8) 登録取下げ者 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由なく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者をいう。
- (9) 下請負人等 条例第 8 条に規定する下請負人等をいう。

(入札等排除措置)

第 3 条 市長は、入札参加資格者が別表左欄に掲げる排除措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれに対応する右欄に掲げる排除期間(以下「排除期間」

という。)の間、当該入札参加資格者を本市契約から排除する措置(以下「入札等排除措置」という。)を行うものとする。

- 2 前項の規定は、登録取下げ者についても適用する。この場合において、別表中「入札参加資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第 4 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、警察署その他の関係機関と連携を密にして取り組むものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、別表左欄に掲げる排除措置要件に該当するかどうかについて、大阪府羽曳野警察署に照会して回答を得るものとする。

(排除期間の始期)

第 5 条 排除期間は、入札等排除措置の事由となった事実を市長が認定した日から起算するものとする。

(入札等排除措置の通知)

第 6 条 市長は、入札等排除措置を行ったときは、速やかに入札等排除措置を受けた入札参加資格者及び登録取下げ者(以下「入札等排除者」という。)に対し、その旨を書面をもって通知するものとする。

(入札等排除措置の公表)

第 7 条 市長は、入札参加資格者に対して入札等排除措置を行ったときは、その排除期間中において、当該入札参加資格者の氏名又は住所(法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)、入札等排除措置の事由及び入札等排除措置の期間を本市ウェブサイト及び情報公開コーナー(以下「本市ウェブサイト等」という。)において公表するものとする。ただし、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の趣旨に照らし公表することが適切でないと市長が判断する情報は除くことができる。

(一般競争入札からの排除)

第 8 条 市長は、公共工事等の一般競争入札を実施する場合は、入札等排除者を入札に参加させないものとする。

- 2 市長は、前項の入札後に、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の入札行為を無効とし、又は契約を行わず、若しくは解除することができる。
- 3 市長は、前 2 項に定める措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

る。

4 市長は、第2項の規定により入札行為を無効としたとき、契約の締結を行わないとき又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に書面をもって通知するものとする。

5 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第9条 市長は、公共工事等の指名競争入札を実施する場合は、入札等排除者を指名しないものとする。

2 市長は、前項の指名をした後に、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その指名を取り消し、入札行為を無効とし、又は契約を行わず、若しくは解除することができる。

3 市長は、前2項に定める措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により指名を取り消したとき、契約の締結を行わないとき又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に書面をもって通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第10条 市長は、公共工事等の随意契約を実施する場合は、次に掲げる者を当該契約の相手方としないものとする。

(1) 入札等排除者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

2 市長は、前項の契約を締結した後に、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の契約を解除することができる。

3 市長は、前2項に定める措置は、あらかじめ当該契約の相手方に通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、入札等排除者等の所有する土地を用地買収する必要がある場合など、当該契約の性質又は目的により入札等排除者等を本市契約の相手方とする公益上の合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(下請負契約等からの排除)

第 11 条 市長は、本市契約の相手方が、前条第 1 項各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、本市契約において前条第 1 項各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 当該契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約を解除するものとする。

4 市長は、前 3 項に定める措置は、あらかじめ当該契約の相手方に通知するものとする。

(共同企業体への適用)

第 12 条 第 3 条及び前 4 条の規定は、入札等排除者を構成員とする共同企業体について適用する。

(契約の解除)

第 13 条 市長は、条例第 9 条第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定に基づく契約の解除ができるよう、本市契約の契約締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴取等)

第 14 条 市長は、契約金額が 500 万円以上の本市契約の相手方に対し、条例第 9 条第 2 項の規定により、暴力団員等でない旨を表明した誓約書(様式第 1 号)を本市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると判断した場合は、契約金額が 500 万円未満の場合であっても誓約書(様式第 1 号)を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、本市契約の相手方に対し、条例第 9 条第 2 項の規定により、契約金額が 500 万円以上の下請負人等が、暴力団員等でない旨を表明した誓約書(様式第 2 号)を下請負人等から徴取し、本市に提出するよう求めるものとする。ただし、市長が必要であると判断した場合は、下請負人等との契約金額が 500 万円未満の場合であっても誓約書(様式第 2 号)を提出するよう求めるものとする。

3 市長は、前 2 項に規定する誓約書を提出した本市契約の相手方又はその下請負人等

が暴力団員等であると認めるとき(第3条の規定により入札等排除措置を行う場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書に違反した者の氏名又は住所(法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)、違反の内容その他必要な事項を本市ウェブサイト等において公表するものとする。ただし、個人情報保護法の趣旨に照らし公表することが適切でないと市長が判断する情報は除くことができる。

- (1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員が含まれる事業者該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
- (2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者(前号に該当する事業者を除く。)に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

- 4 市長は、前項の規定により誓約書の違反の公表を決定したときは、速やかに公表の対象者に書面をもって通知するものとする。
- 5 市長は、本市契約の相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。
- 6 市長は、第1項及び第2項に規定する誓約書を提出しなかった本市契約の相手方又は下請負人等が入札参加資格者であった場合、その契約の相手方又は下請負人等に対し、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行うものとする。

(外郭団体等への要請)

- 第15条 市長は、入札等排除措置を行ったときは、本市の外郭団体(株式会社みのりの里、有限会社はびきのエル・エス、羽曳野市土地開発公社及び財団法人羽曳野市施設管理公社をいう。)に対して、所管課長を通じて同様の措置を行うよう要請するものとする。

- 2 市長は、入札等排除措置を行ったときは公の施設の管理を行わせている指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に対して、所管課長を通じて同様の措置を行うよう要請するものとする。

(不当介入等に対する措置)

- 第16条 本市契約の相手方は、当該契約の履行に当たり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、条例第10条第2項により、速やかに市長に報告するとともに、警察に届け出なければ

ばならない。

- 2 本市契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、下請負人等に対し暴力団員等から不当介入等を受けたときは、条例第 10 条第 2 項により、速やかに市長に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3 市長は、本市契約の相手方又は下請負人等が前 2 項に規定する不当介入等を受けたことにより、当該契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方が前 2 項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずることができる。

(入札等排除措置の解除)

第 17 条 市長は、入札等排除者が当該入札等排除措置を受ける原因となった別表左欄に掲げる排除措置要件に対応する別表右欄に定める排除期間を経過したときは、入札等排除措置を解除するものとする。なお、当該排除期間の欄中、「改善されたと認められる日」とは、次の各号のすべてを確認した日をいう。

- (1) 入札等排除者から書面により入札等排除措置解除の申出があること。
- (2) 入札等排除者が当該入札等排除措置を受ける原因となった別表左欄に掲げる排除措置要件に該当しないこと。

- 2 市長は、前項に規定する入札等排除措置を解除する場合において、入札等排除者に対して、別表左欄のいずれの排除措置要件にも該当しない旨を証明し、又は確約する書面の提出を求めることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定により解除したときは、速やかに当該入札等排除者に書面をもって通知するものとする。

(注意喚起)

第 18 条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(委員会の設置)

第 19 条 市長は、羽曳野市暴力団排除措置委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員は、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程(平成 15 年羽曳野市訓令第 15 号)第 3 条第 5 項に定める常任委員及び臨時委員をもって充てる。

- 3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、市長が指定する。
- 4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。
- 6 委員会は、必要に応じて関係機関の参加を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員会の委員及び関係職員は、委員会に関して知りえた秘密を、他に漏らしてはならない。

(委員会の審議)

第 20 条 市長は、次の各号について、必要があると認めるときは委員会の審議を経て決定することができる。

- (1) 第 3 条による入札等排除措置
- (2) 第 8 条から第 12 条までによる入札又は契約からの排除
- (3) 第 11 条による下請負契約等からの排除
- (4) 第 14 条による誓約書違反者に対する措置
- (5) 第 17 条による入札等排除措置の解除
- (6) 第 18 条による注意喚起

(関係部署への通知)

第 21 条 市長は、第 6 条、第 8 条第 4 項、第 9 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 11 条第 4 項、第 14 条第 4 項及び第 17 条第 3 項の規定による通知を行ったときは、その旨を関係課長等に通知するものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 羽曳野市の契約からの暴力団員等排除措置要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)は廃止する。
- 3 この要綱の規定は、施行日以後に締結する本市契約について適用し、同日前に締結した本市契約については、なお、従前の例による。
- 4 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

項	排除措置要件	排除期間
1	入札参加資格者及びその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで。
2	入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで。
3	入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたとして認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで。
4	入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで。
5	入札参加資格者及びその役員等が、下請契約等、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各項の規定に該当する者であると認識しながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められる日まで。

工事名・業務名：

誓約書

私は、羽曳野市が羽曳野市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、羽曳野市の公共工事等を受注するに際して、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、羽曳野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が羽曳野市から大阪府羽曳野警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると羽曳野市が大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は羽曳野市の調査により判明した場合は、羽曳野市が羽曳野市暴力団排除条例及び羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、羽曳野市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が羽曳野市暴力団排除条例第8条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を羽曳野市に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると羽曳野市が大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は羽曳野市の調査により判明し、羽曳野市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

羽曳野市長 様

年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者

・代表者の生年月日

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

年 月 日

工事名・業務名：

契約の相手方：

誓約書

私は、羽曳野市が羽曳野市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、羽曳野市の公共工事等を受注するに際して、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、羽曳野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて羽曳野市へ提出されること及び羽曳野市から大阪府羽曳野警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると羽曳野市が大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は羽曳野市の調査により判明した場合は、羽曳野市が羽曳野市暴力団排除条例及び羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づき、羽曳野市ウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が羽曳野市暴力団排除条例第8条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を羽曳野市に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、羽曳野市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると羽曳野市が大阪府羽曳野警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は羽曳野市の調査により判明し、羽曳野市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

羽曳野市長 様

年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者

・代表者の生年月日

印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

年 月 日